

神戸町地域防災計画

**平成 25 年 8 月
神戸町防災会議**

【目 次】

風水害・土砂災害等対策編

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的・性質等	1
第1項 計画の目的	1
第2項 計画の性質	1
第3項 計画の構成	1
第4項 想定する災害	1
第5項 町地域防災計画の作成又は修正	2
第6項 計画の用語	2
第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	3
第1項 実施責任	3
第2項 処理すべき事務又は業務の大綱	4
第3項 住民等の基本的責務	9
第3節 町の地勢と災害の概要	10
第1項 自然的条件	10
第2項 社会的条件	10
第3項 災害条件	11
第2章 災害予防	13
第1節 総則	13
第1項 防災協働社会の形成推進	13
第2項 防災体制の整備	14
第2節 防災思想・防災知識の普及	16
第3節 防災訓練	19
第4節 自主防災組織の育成と強化	22
第5節 ボランティア活動の環境整備	26
第6節 広域応援体制の整備	28
第7節 緊急輸送網の整備	29
第8節 防災通信設備等の整備	30
第9節 火災予防対策	32
第10節 水害予防対策	34
第11節 渇水等予防対策	35
第12節 観光施設等予防対策	37
第13節 避難対策	38

第 14 節	必需物資の確保対策	44
第 15 節	災害時要援護者対策	47
第 16 節	応急住宅対策	49
第 17 節	医療救護体制の整備	50
第 18 節	防疫対策	51
第 19 節	都市災害対策	52
第 1 項	都市計画	52
第 2 項	都市排水対策	52
第 20 節	建築物災害予防対策	54
第 21 節	防災営農対策	55
第 22 節	ライフライン施設対策	56
第 23 節	文教対策	60
第 1 項	文教対策	60
第 2 項	文化財保護対策	62
第 24 節	行政機関の業務継続体制の整備	64
第 25 節	企業防災の促進	65
第 26 節	防災対策に関する調査研究	67
第 27 節	鉄道災害対策	68
第 28 節	道路灾害対策	70
第 29 節	危険物等保安対策	73
第 30 節	その他事故災害対策	77
第 1 項	航空災害対策	77
第 2 項	大規模な火事災害対策	77
 第 3 章	災害応急対策	78
第 1 節	活動体制	78
第 1 項	活動体制	78
第 2 項	災害対策本部の組織	84
第 3 項	職員動員計画	88
第 2 節	災害対策要員の確保	91
第 1 項	動員の順序及び担当者	91
第 2 項	県への応援要請	91
第 3 項	技術者等の雇上げ	92
第 4 項	従事命令等	93
第 5 項	広域応援の要請	96
第 3 節	ボランティア対策	98
第 4 節	自衛隊災害派遣要請	101

第 5 節	災害応援要請	107
第 6 節	県防災ヘリコプターの活用	108
第 7 節	交通応急対策	109
第 1 項	道路交通対策	109
第 2 項	輸送対策	112
第 8 節	通信の確保	117
第 9 節	警報・注意報・情報等の受理伝達	121
第 10 節	災害情報等の収集・伝達	129
第 11 節	災害広報	143
第 12 節	消防・救急・救助活動	145
第 13 節	水防活動	147
第 14 節	災害救助法の適用	152
第 1 項	災害救助法の適用	152
第 2 項	災害救助法非適用地域に対する県の財政援助	156
第 15 節	避難対策	157
第 16 節	食料供給活動	167
第 17 節	給水活動	174
第 18 節	生活必需品供給活動	177
第 19 節	災害時要援護者対策	180
第 20 節	帰宅困難者対策	182
第 21 節	応急住宅対策	183
第 22 節	医療・救護活動	189
第 23 節	救助活動	195
第 24 節	遺体の搜索・取り扱い・埋葬	198
第 25 節	防疫・食品衛生活動	202
第 1 項	防疫活動	202
第 2 項	食品衛生活動	205
第 26 節	保健活動・精神保健	206
第 27 節	清掃活動	208
第 28 節	愛玩動物等の救援	211
第 29 節	災害義援金品の募集配分	212
第 30 節	公共施設の応急対策	214
第 31 節	ライフライン施設の応急対策	215
第 32 節	文教災害対策	219
第 1 項	文教対策	219
第 2 項	文化財、その他の文教関係の対策	226
第 33 節	鉄道災害対策	228

第 34 節 道路災害対策	230
第 35 節 危険物等災害対策	232
第 36 節 その他の応急対策	235
第 1 項 産業応急対策	235
第 2 項 災害警備活動	235
第 3 項 航空災害対策	235
第 4 項 大規模な火事災害対策	235
 第 4 章 災害復旧	236
第 1 節 復旧・復興体制の整備	236
第 2 節 公共施設災害復旧事業	237
第 3 節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除	239
第 4 節 被災者の生活確保	241
第 5 節 被災中小企業の振興	248
第 6 節 農林漁業関係者への融資	249

地震対策編

第1章 総則	251
第1節 計画の目的・性質等	251
第1項 計画の目的	251
第2項 計画の性質	251
第3項 計画の構成	252
第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	253
第1項 実施責任	253
第2項 処理すべき事務又は業務の大綱	254
第3項 住民等の基本的責務	259
第4項 岐阜県地震防災対策推進条例に基づく防災協働社会の形成推進	259
第3節 町の特質と災害要因	260
第4節 被害想定	262
第2章 災害予防	264
第1節 総則	264
第1項 防災協働社会の形成推進	264
第2項 防災体制の整備	265
第2節 防災思想・防災知識の普及	266
第3節 防災訓練	267
第4節 自主防災組織の育成と強化	269
第5節 ボランティア活動の環境整備	270
第6節 広域応援体制の整備	271
第7節 緊急輸送網の整備	272
第8節 防災通信設備等の整備	274
第9節 火災予防対策	275
第10節 避難対策	276
第11節 必需物資の確保対策	280
第12節 災害時要援護者対策	281
第13節 応急住宅対策	282
第14節 医療救護体制の整備	283
第15節 防疫対策	284
第16節 まちの不燃化・耐震化	285
第17節 地盤の液状化対策	288
第18節 災害危険区域の防災事業の推進	289

第 19 節	ライフライン施設対策	290
第 20 節	文教対策	291
第 21 節	行政機関の業務継続体制の整備	292
第 22 節	企業防災の促進	293
第 3 章 災害応急対策		294
第 1 節	活動体制	294
第 1 項	活動体制	294
第 2 項	災害対策本部の組織	300
第 3 項	職員動員計画	304
第 2 節	災害対策要員の確保	306
第 3 節	ボランティア対策	307
第 4 節	自衛隊災害派遣要請	308
第 5 節	災害応援要請	309
第 6 節	県防災ヘリコプターの活用	310
第 7 節	交通応急対策	311
第 1 項	道路交通対策	311
第 2 項	輸送対策	311
第 8 節	通信の確保	312
第 9 節	地震情報の受理伝達	313
第 10 節	地震災害情報等の収集・伝達	315
第 11 節	災害広報	317
第 12 節	消防・救急・救助活動	318
第 13 節	浸水対策	319
第 14 節	災害救助法の適用	320
第 15 節	避難対策	321
第 16 節	建築物・宅地の危険度判定	322
第 17 節	食料供給活動	323
第 18 節	給水活動	325
第 19 節	生活必需品供給活動	326
第 20 節	災害時要援護者対策	327
第 21 節	応急住宅対策	328
第 22 節	帰宅困難者対策	329
第 23 節	医療・救護活動	330
第 24 節	救助活動	332
第 25 節	遺体の搜索・取り扱い・埋葬	333
第 26 節	防疫・食品衛生活動	334

第 27 節	保健活動・精神保健	335
第 28 節	清掃活動	336
第 29 節	愛玩動物等の救援	337
第 30 節	災害義援金品の募集配分	338
第 31 節	公共施設の応急対策	339
第 32 節	ライフライン施設の応急対策	340
第 33 節	文教災害対策	342
第 1 項	文教対策	342
第 2 項	文化財、その他の文教関係の対策	350
第 34 節	その他の応急対策	351
第 1 項	産業応急対策	351
第 2 項	災害警備活動	351
第 4 章	東海地震に係る周辺地域としての対応計画	352
第 1 節	総則	352
第 1 項	東海地震に関する事前対策の意義	352
第 2 項	基本的な考え方	352
第 2 節	東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対策	354
第 1 項	活動体制	354
第 2 項	職員の動員体制	354
第 3 項	警戒宣言・地震予知情報等の伝達	355
第 4 項	事前避難対策	357
第 5 項	消防・水防対策	357
第 6 項	交通対策	357
第 7 項	緊急輸送対策	358
第 8 項	物資等の確保対策	358
第 9 項	保健衛生対策	359
第 10 項	生活関連施設対策	359
第 11 項	公共施設対策	360
第 5 章	東南海・南海地震に関する対策	362
第 1 節	総則	362
第 1 項	東南海・南海地震に関する対策の意義	362
第 2 項	東南海・南海地震に関する対策の性質	362
第 3 項	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	362
第 4 項	東南海・南海地震防災対策推進地域	362
第 2 節	東南海・南海地震に関する事前措置	363

第 1 項 地震発生時の応急対策	363
第 2 項 その他の対策	364
第 6 章 災害復旧	366
第 1 節 復旧・復興体制の整備	366
第 2 節 公共施設災害復旧事業	367
第 3 節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	368
第 4 節 被災者の生活確保	369
第 5 節 被災中小企業の振興	370
第 6 節 農林漁業関係者への融資	371

原子力災害対策編

第1章 総則	373
第1節 計画の目的・性質等	373
第1項 計画の目的	373
第2項 計画の性質	373
第3項 計画の構成	373
第2節 計画の周知徹底	374
第3節 計画の基礎とするべき災害の想定	374
第4節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	379
第2章 原子力災害事前対策	380
第1節 情報の収集、連絡体制等の整備	380
第2節 通信手段の確保	381
第3節 組織体制等の整備	381
第4節 長期化に備えた動員体制の整備	381
第5節 広域防災体制の整備	382
第6節 屋内退避、避難等活動体制の整備	383
第7節 学校、医療機関等における避難のあり方の整理及び防災教育・防災訓練の実施	385
第8節 スクリーニング、安定ヨウ素剤配布・服用指示等に係る体制整備	385
第9節 飲食物の摂取制限等に関する体制の整備	385
第10節 防災業務関係者の安全確保に必要な資機材等の整備	385
第11節 住民への情報提供体制の整備	386
第12節 原子力防災に関する住民に対する知識の普及啓発	387
第13節 防災訓練の実施	387
第14節 防災業務関係者の人材育成	387
第15節 町内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制整備	388
第3章 緊急事態応急対策	389
第1節 通報連絡、情報収集活動	389
第2節 活動体制の確立	390
第3節 防災業務関係者の安全確保	392
第4節 緊急時モニタリング活動	392
第5節 屋内退避、避難等の防護活動	393
第6節 災害時要援護者への配慮	396
第7節 安定ヨウ素剤の配布、服用指示及びスクリーニング	396

第 8 節 飲料水、飲食物の摂取制限、出荷制限	397
第 9 節 緊急輸送活動	398
第 10 節 住民への的確な情報提供活動	399
第 11 節 文教対策	401
第 12 節 町内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する対策	402
第 4 章 原子力災害中長期対策	403
第 1 節 緊急事態宣言解除後の対応	403
第 2 節 県環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表	403
第 3 節 原子力災害中長期対策実施区域の設定	403
第 4 節 各種制限措置の解除	403
第 5 節 放射性物質による環境汚染への対処	404
第 6 節 災害地域住民に係る記録等の作成	404
第 7 節 被災者等の生活再建等の支援	404
第 8 節 風評被害等の影響の軽減	404
第 9 節 被災中小企業等に対する支援	404
第 10 節 心身の健康相談体制の整備	405
資料編	407